特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美町は、住民税関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

香美町長

公表日

令和7年9月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	密の名称 住民税に関する事務					
②事務の概要	人住民税を賦課するにあたり、地方税法に基づき、住民から給与支払報告書や確定申告書等の申 資料を提出していただき、それらをもとに住民の所得や控除等の情報を把握している。 提した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。 た、賦課情報から課税証明書等を発行する。					
③システムの名称	TopicsNEO 個人住民税システム MISALIO 個人住民税システム F@INTAX 申告支援システム 地方税電子申告支援サービス 番号連携サーバ 中間サーバー 国税連携システム eLTAX 個人住民税申告ポータル マイナポータル申請管理					

2. 特定個人情報ファイル名

住民税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

・番号法第9条第1項、別表の第24の項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 法令上の根拠

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無		<選択肢> 1) 実施する
	[実施する]	2) 実施しない
		3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) :(48項) (情報提供の根拠) :(1、2、3、4、5、7、11、1 86、87、88、89、90、91、92、9 151、152、155、156、158、16	基づく主務省令第2条の表 13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、 96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、 60、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173項) 税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	香美町 総務課 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1 Tel:0796-36-1111(代表)					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	連絡先 香美町 総務課 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1 Tel:0796-36-1111(代表)					
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した						
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	介和6年12月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
	基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書	ᇫᆍ上ᡯᄆᅑᄺᇸ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価美加されている。	也依例については、それぞれ	1.里	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ノ対束の詳細か記載		
2. 特定個人情報の入手(情報の入手)	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	こた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・決	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業]]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	1) [十分である] 2) 3) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係			
判断の根拠	登録や副本登録の際には、本 又は住所を含む3情報による!		ナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4 を厳守している。	おお
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部	部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	1]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行わた 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク	付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 よって不正に使用されるリスクへの対策 不正な使用等のリスクへの対策 気が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 フークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 湯えい・滅失・毀損リスクへの対策		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠			テム利用時に静脈認証を実施している。また、人事異! 「イン等がないよう徹底して いる。	動の

変更箇所

変更箇別	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署)	税務課長 稲垣 誠	税務課長 岡田英俊	事後	事前の提出が義務付けられて いない
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目(1.対象 者人数及び2.取扱者数)	1万人以上10万人未満 平成27年1月1日時点	1万人以上10万人未满 平成28年4月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられていない
平成28年10月27日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称)	TopicsNEO 個人住民税システム TopicsNEO申告支援システム 番号連携サーバ 中間サーバー	TopicsNEO 個人住民税ンステム TopicsNEO申告支援システム 地方税電子申告支援サービス 番号連携サーバ 中間サーバー	事後	事前の提出が義務付けられていない
平成28年10月27日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークによる情報連携)	(別表第二における情報提供の根拠) :(27,28項)	(別表第二における情報提供の根拠) :(27項)	事後	事前の提出が義務付けられて いない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機 関における担当部署)	税務課長 岡田英俊	税務課長	事後	事前の提出が義務付けられて いない
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目(1.対象 人数)	平成28年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられて いない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数)	平成28年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられて いない
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	_	【様式変更に伴う記載内容の追加】	事後	事前の提出が義務付けられて いない
令和3年9月1日	I関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携②法令の根拠)		・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :(27項) (別表第二における情報提供の根拠) : (1.2.3,4.6.8.9,10,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	番号法改正に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目(1.対象 人数)	令和1年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられて いない
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱 者数)	令和1年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられて いない
令和7年2月28日	I関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称)	TopicsNEO 個人住民税システム TopicsNEO 申告支援システム 地方税電子申告支援サービス 番号連携サーバ 中間サーバー	TopicsNEO 個人住民税システム MISALIO 個人住民税システム F®INTAX 申告支援システム 地方税電子申告支援サービス 番号連携サーバ 中間サーバー	事前	
令和7年2月28日	I 関連情報(3. 個人番号の 利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項、別表第一の第16の項・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第9条第1項、別表の第24の項・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	番号法改正に伴う変更
	I関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携②法令上の根拠)	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :(27項) (別表第二における情報提供の根拠) : :(1,2,3,4,6,8,9,10,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35 37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,1 07,108,113,114,115,116,117,120項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	- 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報照会の根拠) :(483項) (情報提供の根拠) :(1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173項) ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月28日	Ⅱしきい値判断項目(1.対象 人数)	令和1年6月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年2月28日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱 者数)	令和1年6月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年2月28日	IVリスク対策(8. 人手を介在 させる作業 人為的ミスが発生 するリスクへの対策は十分 か)	-	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
7和/年2月20日	Ⅳリスク対策(8. 人手を介在 させる作業 人為的ミスが発生 するリスクへの対策は十分か 判断の根拠)	_	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年2月28日	Ⅳリスク対策(11. 最も優先 度が高いと考えられる対策 最 も優先度が高いと考えられる 対策)	-	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
	Ⅳリスク対策(11. 最も優先 度が高いと考えられる対策 最 も優先度が高いと考えられる 対策 当該対策は十分か【再 掲】)	-	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
	IVリスク対策(11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】判断の根拠)	-	操作可能な者を最小限に限定し、端末・システム利用時に静脈認証を実施している。また、人事異動の際には直ちに操作権限を修正し、不正なログイン等がないよう徹底している。	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要)	が、実馴、無法や証明者の発行・通知者の印力 等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 1. 課税原票の照会 な足形類野が集組の紹介	個人住民税を賦課するにあたり、地方税法に基づき、住民から給与支払報告書や確定申告書等の申告資料を提出していただき、それらをもとに住民の所得や控除等の情報を把握している。 把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。 また、賦課情報から課税証明書等を発行する。	事前	個人住民税電子化に伴う見直 し
		TopicsNEO 個人住民税システム MISALIO 個人住民税システム F@INTAX 申告支援システム 地方税電子申告支援サービス 番号連携サーバ 中間サーバー	TopicsNEO 個人住民税システム MISALIO 個人住民税システム F@INTAX 申告支援システム 地方税電子申告支援サービス 番号連携サーバ 中間サーバー 国税連携システム eLTAX 個人住民税申告ポータル マイナポータル申請管理	事前	個人住民税電子化に伴う変更